

住宅の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準における
設計一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 27 年 5 月 29 日

第六章「照明設備」の一部を下記のように変更します。

Ver.03（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.13）	Ver.04（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.14）
<p>第六章 照明設備 (略)</p> <p>6.3 平均総合効率</p> <p>6.3.1 主たる居室 主たる居室の照明区画<i>i</i>に設置された照明設備の平均総合効率Le_i ($i = 1 \sim 3$) は表 6.4 によるものとする。 表 6.4 主たる居室の照明区画<i>i</i>に設置された照明設備の平均総合効率 (略)</p> <p>主たる居室に照明設備を設置しない場合は表 6.4 の(ろ)欄の平均総合効率を用いるものとする。 また、主たる居室におけるキッチンに設置するレンジフード内の手元灯については、白熱灯以外の器具が設置されている製品が少ないため、当面の間(平成 27 年 3 月 31 日までの間)、評価対象外とする。 (以下略)</p>	<p>第六章 照明設備 (略)</p> <p>6.3 平均総合効率</p> <p>6.3.1 主たる居室 主たる居室の照明区画<i>i</i>に設置された照明設備の平均総合効率Le_i ($i = 1 \sim 3$) は表 6.4 によるものとする。 表 6.4 主たる居室の照明区画<i>i</i>に設置された照明設備の平均総合効率 (略)</p> <p>主たる居室に照明設備を設置しない場合は表 6.4 の(ろ)欄の平均総合効率を用いるものとする。 また、主たる居室におけるキッチンに設置するレンジフード内の手元灯については、白熱灯以外の器具が設置されている製品が少ないため、当面の間、評価対象外とする。 (以下略)</p>